○厚生労働省告示第二百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月十三日から適用する。

令和七年九月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

一般名	適用日
精製ヒアルロン酸ナトリウム	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
セイヨウハッカ油	（略）
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン	令和七年九月十三日

改正前

別表

一般名	適用日
精製ヒアルロン酸ナトリウム	（略）
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン	令和六年九月十三日
（略）	（略）
セイヨウハッカ油	（略）
（新設）	（新設）

その他告示

○総務省告示第三百十七号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における令和七年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

令和七年九月十二日

総務大臣　村上誠一郎

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九一二五
			北斗市	○・〇八七五
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・八九七九
			勇払郡厚真町	○・一〇二一
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・二六七四
			石狩市	○・七三二六
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	相馬市	○・九一三九
			塩竈市	○・〇三二一
			多賀城市	○・〇二九〇
			宮城郡七ヶ浜町	○・〇二五〇
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・〇三一九
			相馬郡新地町	○・九六八一
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・六一八二
			那珂郡東海村	○・三八一八
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一〇〇〇
			神栖市	○・九〇〇〇
千葉県	木更津港	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	木更津市	○・一八一九
			君津市	○・五九〇一
			富津市	○・二二八〇
	千葉港	横浜税関千葉税関支署	千葉市	○・三四七〇
			市川市	○・〇〇九四
			船橋市	○・〇四五〇
			習志野市	○・〇〇二四
			市原市	○・四一六八
			袖ケ浦市	○・一七九四
新潟県	新潟港	東京税関新潟税関支署	新潟市	○・五三七八
			北蒲原郡聖籠町	○・四六二二
富山県	伏木富山港	大阪税関伏木税関支署	高岡市	○・二〇四二
			射水市	○・七九五八
愛知県	三河港	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市	○・八一三七
			田原市	○・一八六三
	衣浦港	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	半田市	○・三〇八五
			碧南市	○・四三九六
			高浜市	○・〇六一二
			知多郡武豊町	○・一九〇七
	名古屋港	名古屋税関	名古屋市	○・四七七二
			東海市	○・一三三一
			知多市	○・〇七五〇
			弥富市	○・一三六八
			海部郡飛島村	○・一七七九
三重県	四日市港	名古屋税関四日市税関支署	四日市市	○・九六八七
			三重郡川越町	○・〇三一三